

行政文書一部公開決定通知書

20市経名整第32号
平成21年2月12日

名古屋市民オンブズマン

代表 倉橋 克実 様

実施機関

名古屋市長 松 原 武 久



平成21年1月28日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	・国庫補助要望調書（公園概要） ・県支出金の算定の内訳がわかるもの		
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	平成21年2月 17 日	午前 10 時 午後
	場 所	市民情報センター	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開 しない理由	請求のあった、「平成20年度予算書の本丸御殿の復元 工事に係る債務負担行為のうち、国・県支出金の算定の内 訳のわかるもの」について、県支出金に係る文書を作成又 は取得しておらず不存在であるため。		
備 考			

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:052-972-3153（直通） FAX:052-972-4127

めいじょうこうえん
名城公園1. 事業の必要性及び概要

名城公園は、名古屋市中心市街地に位置する総合公園である。本公園は、名古屋城を中心に広がる歴史情緒あふれる公園であり、花と緑の拠点、スポーツやレクリエーションの場として、広く市民に親しまれている。

本公園内に名古屋城本丸御殿を復元することで、観光振興の拠点である名城公園の価値と魅力の向上を図る。

【計画諸元】

事業主体	:	名古屋市
位置	:	愛知県名古屋市中区
公園種類種別	:	都市基幹公園・総合公園（観光）
全体計画面積	:	85.5ha（H18年度末供用済面積 76.2ha）
都市計画決定	:	昭和62年12月16日告示（85.5ha）（直近）
事業認可（直近）	:	—
全体補助事業費	:	9,000百万円（施設：C=9,000）
事業期間	:	平成20年度～平成29年度

【補助事業費】

OH20要望額	:	個別補助 C=32百万円 （国費C=16 国費施設C=16 国費用地C=0）
整備内容	:	本丸御殿（次年度以降全体設計提出予定）

2. 期待される具体的な整備効果

名城公園内に名古屋城本丸御殿を復元することで、名城公園の歴史的・文化的価値をさらに高め、観光振興の拠点となる都市公園の整備の推進を図る。

3. 留意事項

【地元の状況】

昭和40年代から本丸御殿復元を願う寄附が開始され、その後民間有志により本丸御殿の復元を願う団体が設立され、独自にイベントやPR活動を行っている。平成14年度に本丸御殿積立基金を設置し、寄附額は平成19年10月末時点で約18億1千万円余となっている。

【その他】

平成18年度に特別史跡名古屋城跡全体整備委員会・建造物部会を設置し、本丸御殿の在りし日の姿をより忠実に復元するために学識者等の意見を聴取し、本丸御殿の歴史的・文化的資産としての価値を高めるとともに、活用方法などの詳細検討を実施している。

国庫補助要望調書（公園概要）について

この文書は、名古屋市が国土交通省に国庫補助金を要望する際に提出した文書です。
記載された補助事業費は、決定した数値ではなく、名古屋市としての要望額です。

名古屋市市民経済局文化観光部名古屋城整備室

都市公園法

(補助金)

第二十九条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体に
対し都市公園の新設又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

(平一六法一〇九・旧第十九条繰下)

施行令

(都市公園に関する費用の補助額)

第三十一条 法第二十九条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、都市公園の新設又は改築に要する費用のうち、次に掲げる公園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては当該費用の額に二分の一を乗じて得た額とし、都市公園の用地の取得に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

- 一 園路又は広場
- 二 修景施設
- 三 休養施設のうち、休憩所、ベンチ、野外卓、キャンプ場その他これらに類するもの
- 四 遊戯施設のうち、ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池その他これらに類するもの
- 五 運動施設(ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物並びに第五条第四項第二号に掲げる運動施設を除く。)
- 六 教養施設のうち、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、体験学習施設その他これらに類するもの
- 七 便益施設のうち、駐車場、園内移動用施設、便所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの
- 八 管理施設のうち、門、さく、管理事務所、苗畑、照明施設、ごみ処理場、水道、井戸、暗渠きよ、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設その他これらに類するもの
- 九 第五条第八項に掲げる施設のうち、展望台又は同項に規定する備蓄倉庫その他国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設(避難地又は避難路となる都市公園(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画において定められたものに限る。))に設けられるものに限る。)

(昭五一政二二八・旧第十四条繰下・一部改正、昭五二政九四・平五政二三五・平七政七七・平八政一四三・平一一政一四一・平一二政三一二・平一五政一〇一・一部改正、平一六政三九六・旧第二十五条繰下・一部改正)